令和６年度第２回三鷹市都市計画審議会

令和６年９月27日

【事務局】　　皆様おそろいとなりましたので、ただいまから令和６年度第２回三鷹市都市計画審議会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

　司会を務めます都市計画課の百沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

　開会に先立ちまして、本審議会は三鷹市都市計画審議会条例施行規則第９条により、原則公開となっております。また、三鷹市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要綱第６条により、傍聴人は３日前までに会長が決定することとなっております。本日、審議会に対しまして３名の方より傍聴の申込みがありました。既に２名の方にはご着席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

　また、本日、市長は公務により欠席となります。

　開会に先立ちまして、委嘱状の伝達をさせていただきます。今回より２年間の任期で13名の方に三鷹市都市計画審議会の委員をお願いしております。

　この場でお名前をご紹介させていただきます。

　中村ひろし様、山田ひろし様、佐々木宏幸様、石井辰男様、金井富雄様、酒井裕央様、小林俊之様、笠原七郎様、井上真菜様、谷口奈央様、吉野利明様、是井広則様、西藤昭宏様です。

　本日、三鷹市都市計画審議会の委員にご就任いただく皆様には、副市長より委嘱状をお渡しさせていただきます。

　なお、佐々木宏幸様、小林俊之様、井上真菜様、吉野利明様、是井広則様は、本日ご欠席となっております。

（委嘱状伝達）

【事務局】　　それでは、新たに委員に就任されました皆様に一言ずつご挨拶をお願いいたします。順番は、ただいま委嘱状をお渡しした順番で、中村委員よりお願いいたします。

【中村委員】　　こんにちは。東京都議会議員、中村ひろしと申します。引き続きよろしくお願いいたします。

【山田委員】　　都議会議員の山田ひろしでございます。よろしくお願いいたします。

【石井委員】　三鷹市農業委員会の会長をしております石井辰男と申します。よろしくお願いいたします。

【金井委員】　金井です。どうぞよろしくお願いします。

【酒井委員】　三鷹商工会会長の酒井裕央でございます。よろしくお願いいたします。

【西藤委員】　東京むさし農業協同組合の西藤と申します。よろしくお願いいたします。

【笠原委員】　笠原と申します。よろしくお願いいたします。

【谷口委員】　谷口奈央です。よろしくお願いいたします。

【事務局】　ありがとうございます。

続きまして、席上配付資料の確認をお願いいたします。委員の皆様の席上には会議次第、日程、委員名簿、席次表をお配りしております。また、審議会資料は事前に委員の皆様にお送りしておりますが、本日資料をお忘れになられた方は予備をご用意しておりますので、お申しつけください。よろしいでしょうか。

これより審議会に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告します。事前に佐々木委員、小林委員、井上委員、吉野委員、是井委員より欠席とのご連絡をいただいております。

したがいまして、専門委員を除く17人の委員のうち、14人の委員にご出席をいただいております。委員の過半数が出席し、定足数に達しておりますので、本審議会条例第６条第２項の規定により、本日の審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、会長が決まるまでの間、都市整備部長の小泉が仮議長を務めますので、よろしくお願いします。

【仮議長】　都市整備部長の小泉でございます。それでは、着座にて進めさせていただきます。

本審議会の議長は、三鷹市都市計画審議会条例第６条第１項の規定により、会長が行うこととなっておりますが、会長が決まるまでの間、仮議長ということで進めさせていただきます。

これより、会長及び会長職務代理者の選任について議題とさせていただきます。三鷹市都市計画審議会条例第５条によりまして、学識経験を有する委員のうちから会長の選任をすることとなっております。

学識経験を有する委員は、お手元の委員名簿にございますように、７名いらっしゃいます。

それでは、学識委員皆さんの互選により、会長候補を選出していただきますので、一旦審

議会を休憩いたします。学識委員の中村委員、山田委員、石井委員、金井委員、酒井委員の５名は、恐れ入りますけれども、別室に移動をお願いいたします。

一旦休憩いたします。

（休憩）

（学識経験を有する委員の再入場）

【仮議長】　それでは、会議を再開いたします。

会長候補者についてご報告させていただきます。

会長候補者は金井委員となりました。

皆さんにお諮りいたします。金井委員に会長をお願いするということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【仮議長】　異議ないようでございます。会長は金井委員に決定いたしました。

会長が決まりましたので、三鷹市都市計画審議会条例第６条第１項の規定によりまして、金井会長に議長をお願いいたします。進行役につきましてはこれで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

金井会長は会長席に移っていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（金井委員、会長席に移動）

【金井会長】　皆さん、こんにちは。ただいまご選任いただきました金井です。これからも皆様方のご支援を賜りながら、本審議会のますますの発展と、三鷹市のために努めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、本審議会条例の規定に基づきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本審議会会長職務代理の確認をいたします。

三鷹市都市計画審議会条例第５条第３項の規定によりまして、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することになっております。本審議会のこれまでの慣例によりまして、議会選出の委員から選出されております。今回におきましては、議会選出の委員は、全て留任となっておりますので、伊藤委員に引き続き会長職務代理をお願いすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【金井会長】　異議なしということでございますので、伊藤委員を職務代理者に決定いた

しました。職務代理者の席に移動していただいて、ご挨拶をお願いしたいと思います。

【伊藤職務代理者】　皆様、こんにちは。ただいま職務代理者にご選任いただきました伊藤俊明でございます。

これまでも金井会長の下で職務代理者を務めさせていただき、皆様のご協力の下、職責を全うすることができました。心から感謝とお礼を申し上げます。

引き続き、金井会長を補佐しながら、精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【金井会長】　ありがとうございました。

引き続きまして、久野副市長よりご挨拶をお願いいたします。

【久野副市長】　副市長の久野です。皆さん、こんにちは。

今回、新しく委員になられた方々、継続して委員をやっていただく方々、ぜひともよろしくお願いいたします。

都市計画は、ご存じのとおり、まちづくりの中で常に動いていることについて適切に対応していくことが趣旨でございます。ですが、私は、どちらかといえば、適切にというより的確にやっていくべきだという考えを持っております。今回、報告させていただく事項は、立地適正化計画などの個別計画であり、こういったものは全て三鷹市ではオーダーメードで策定しています。三鷹市なりの的確な内容を私たちは常に考えていきたいと思っています。

また、皆様とそういった視点を共有しつつ、引き続き、今後の三鷹市の将来を考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【金井会長】　ありがとうございました。

次に、会議録署名委員を定めます。本件は本審議会条例施行規則第10条第２項の規定に基づき議長が指名いたします。土屋委員にお願いいたします。

それでは、これより議事日程に入ります。本日の議事は、報告事項が４件となっております。日程はお手元に配付しておりますが、おおむね午後４時を目途に終了したいと思っておりますので、ご協力のほどお願いします。

初めに、日程第１、（仮称）まちづくり拠点形成計画（立地適正化計画）についての報告を求めます。

事務局より説明を求めます。梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

（仮称）まちづくり拠点形成計画（立地適正化計画）につきまして、資料１－１、資料１

－２を用いまして、ご説明いたします。

資料１－１は、（仮称）まちづくり拠点形成計画（検討案）【中間報告】における今回の報告内容の概要、それから資料１－２はその本冊となっております。

今回は資料１－２を中心に用いましてご説明をさせていただきます。

まず、資料１－２の表紙をめくっていただき、裏面をご覧ください。

目次となっておりまして、黒で囲まれている箇所が、前回までにご報告させていただいた内容で、青で囲まれている第８章が、本日ご報告させていただく部分となっております。

それでは、92ページをご覧ください。１、計画の見直しです。

本計画は、基本計画と整合を図り、４年ごとに改定を行うこととしております。

また、改定の際は、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、目標の達成状況や地域のまちづくりの状況等を踏まえて、適宜、施策・取組の見直しや、都市機能誘導区域・誘導施設の追加設定を行うことを記載しております。

続きまして、93ページをご覧ください。２、定量的な目標値の設定です。

第３章の立地適正化の基本方針で示す、拠点の形成、質の高い居住環境の形成、持続可能な交通ネットワークの形成に加えて、第７章の防災指針でお示ししています、防災・減災のまちづくりの推進の視点を踏まえて、ＫＰＩと呼ばれる評価指標と、その期待する効果として、ＫＧＩと呼ばれる施策の達成度を測る指標を設定することとしております。

また、長期的な視点が必要となる計画であるため、短期、中期、長期で目標値を設定する予定です。

なお、１）における都市機能誘導区域の誘導施設の立地割合、２）における居住誘導区域内の人口密度、そして、94ページの３）における路線バスの１日平均客数以外は、既に基本計画で用いている指標となっております。基本計画で用いている指標については、短期の目標値を基本計画から引用する形でお示ししていますが、空欄部分の数値は、今後検討して、設定していきたいと考えております。

続きまして、前回までにご報告した部分について、修正した主な箇所をご説明いたします。

前回の都市計画審議会や、市議会のまちづくり環境委員会でもご報告させていただいて、いただいた意見などを踏まえて修正をしており、修正箇所は赤字にしております。中には図面の修正もございまして、そちらは図面の名称を赤字にしております。

では、本冊の７ページをご覧ください。

主要な関連計画の土地利用総合計画についてです。本日、日程第２でもご説明しますが、

今年度改定を予定している土地利用総合計画と整合を図り、拠点の図や位置づけなどは、現時点の検討内容へ更新しております。

続きまして、49ページをお開きください。

国立天文台周辺における都市機能誘導区域の図です。羽沢小学校については、将来的な土地利用転換の後、国立天文台敷地北側ゾーンだけではなく、路線バスや地域内交通ともつなぐ交通の結節点となっていくことが想定されること、また、都市機能誘導区域や誘導施設の設定に誤解を与えることがないよう、羽沢小学校からの徒歩圏の円を追加しております。

また、大沢コミュニティ・センターは、区域内にも今後、維持していくということが明確に伝わるように、ページ右下のほうの誘導施設の凡例で黒丸があるのですが、こちらの右のほうに、維持・充実等ということで、赤字で記載をしております。

続きまして、53ページをご覧ください。

２居住誘導区域の設定方針の２）大規模な公園等の保全の赤字箇所です。

都立公園以外の公園や生産緑地に指定する農地などについては、居住誘導区域に含めるものの、各種制度を活用し、しっかりと保全していくことを記載しております。

次に、87ページをご覧ください。

赤字の部分となりますが、水害による被害のリスクの低減に向けて、国立天文台周辺地域土地利用基本構想（案）でお示ししているとおり、野川周辺における取組を追記しております。

また、次の88、89ページには、国立天文台周辺や井口特設グラウンドに関する一時避難場所や防災拠点の整備に関する取組を赤で追記しております。

また、11、12ページの将来人口や、16、17ページの都市機能の立地状況などもデータの更新に伴い図面等を修正しております。

最後に、資料１－１をご覧ください。

資料１－１の表面１ページの一番下の意見募集・住民説明会の実施の（１）意見募集についてです。

今回お示しした計画の検討案については、10月15日から29日までの約２週間、市民の皆様からの意見募集を実施いたします。

なお、条例に基づくパブリックコメントについては、１月にほかの個別計画と併せて実施する予定です。

２ページをご覧ください。（２）住民説明会についてです。

意見募集の期間と併せまして、教育センター及び各コミュニティ・センターで住民説明会を開催いたします。

最後に（3）周知をご覧ください。意見募集や住民説明会の実施に当たりまして、市報やホームページにご案内を掲載し周知するほか、居住誘導区域外となる土砂災害特別警戒区域の住民の方には、直接開催の案内のお知らせを行う予定でおります。

まちづくり拠点形成計画の説明については以上です。

【金井会長】　ありがとうございました。

説明が終わりました。これより質疑を行います。

ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。髙谷委員。

【髙谷委員】　よろしくお願いします。

このまちづくり拠点形成計画については、去年の８月にアンケートを取られていると思います。その結果は、現在皆様のお手元にないと思いますが、回答数が164人ということでした。市はこれを多いと見ているのか、少ないと見ているのか。それとも適正なのか。

また、結果は地区別に出ていますが、中原、北野、野崎、深大寺は回答数が非常に少ないですよね。それに対して、なにが足りなくて、こういう結果になってしまったのか、その検証をした上で、この拠点形成計画をつくられたのか。

その辺をご答弁ください。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

ご指摘のとおり、本計画の策定に先立ちまして、市民のおおよその意向をつかむためにアンケートを実施させていただきました。

アンケート結果は、資料１－２でいきますと、43、44ページの都市機能別の立地の考え方を整理する際に参考にさせていただきました。

これを踏まえまして、45、46ページの、今回、設定する都市機能誘導区域・誘導施設の中の中心拠点や地域拠点でどういった誘導施設を設定していくかを検討したため、ここに主なアンケート結果が反映されていることとなります。

確かに、市民の総数と比べると、多少人数が少ないのかなというところはあるのですが、アンケート実施のご案内については、市の広報誌やホームページのほか、各コミュニティ・センター等での掲示、エックス（旧ツイッター）などの電子媒体も活用しました。

そのため、通常の都市計画変更を行う際よりは、多く意見をいただけたのかなと思ってい

ます。

都市計画の説明会や意見募集をする際は、法律等の規定があるので２週間で開催しています。今回もその慣習にならって２週間で実施したのですが、必ずしも２週間でなければいけない理由はなかったため、もう少しご意見をいただくために、期間を長めに取ってもよかったのかなという点もあります。

地区別については、今後、また各住区で説明会の開催を予定しておりますので、そこで皆様にお示しさせていただければと考えております。

以上です。

【金井会長】　　髙谷委員。

【髙谷委員】　　ご答弁ありがとうございます。

短かったという反省も課題として持っていただいているということで、それはありがたいのですが、この計画は、市民生活に大きな影響を及ぼすため、より多くの方々に知っていただいて、ご理解をいただかなければいけない中で、住民説明会が各住区１回というのはちょっと少ないのかなと思いますがいかがでしょうか。

【金井会長】　　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原でございます。

ご指摘のとおり、この計画は皆様の生活に大きく影響がある計画です。その中で、特に影響のあるものとして、まず、都市機能誘導区域内の、誘導施設の設定がどうなっていくかというのが１点。それから、もう１点としまして、居住誘導区域の設定です。居住誘導区域は、大きな公園等を除いて、ほぼ全市的に指定はしていくのですが、どうしても法律上、土砂災害特別警戒区域は含めないことになっているので、そこに家をお持ちの方は居住誘導区域から外れてしまうという事実はございます。

そういった計画の趣旨から、市民の皆さんに広くお示ししなければならず、特に土砂災害特別警戒区域の方については、影響が大きいため、その方たちには、はっきりと伝わるように説明会のご案内はさせていただきたいと思っております。

ただし、説明会にお越しいただけない方でも、内容が分かるように、ご案内を工夫していきたいと考えております。

説明会の開催は、仕事終わりでもお越しいただけるように各住区夜に開催したり、平日お越しいただけない方もお越しいただけるよう土曜日に市役所の教育センターで開催したりという工夫をしております。

また、周知についても広く行いたいため、市の広報誌とホームページをうまくリンクさせ、工夫することによって、説明会に来られなくても、内容をご確認いただけるようにして、市民の皆さんにご理解いただけるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

【金井会長】　　高谷委員。

【高谷委員】　　ありがとうございます。

土砂災害特別警戒区域の方には、ぜひしっかりとした対応を取っていただきたいと思います。

また、住民説明会をコミュニティ・センターでやると、大体、役員の方数名が出てきて、おしまいということもあると思うので、そういうことにならないようにしていただきたい。

一見、この計画は、文字や図面がカラフルのためとっつきやすそうにみえますが、内容が難しいため、どれだけ多くの市民の方に分かりやすく説明するかというのは、大きな課題だと思いますので、そこのところはしっかりとやっていただきたいのと、それと、これからのまちづくりですから、将来世代というか、児童まではいきませんけど、中学生などにもしっかりと知らせて、理解していただけるような工夫が必要だと思うんですね。そういう工夫を市側でしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

【金井会長】　　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原でございます。

中学生にご理解いただくというのは、なかなか難しいかもしれませんが、先ほどお伝えしたとおり、市側としても少しでも多くの市民の方に分かりやすいようにお伝えできればと思っています。

以上です。

【高谷委員】　　ありがとうございます。

突拍子もないことを言ったような気もいたしますが、ただ、住み続けたいまちをつくるのであるならば、やはり子供たちの意見もしっかりと取り入れることは必要だと思いますので、ご答弁いただいたことにもう一歩踏み込んでいただければありがたいのかなと思います。よろしくお願いします。

終わります。

【金井会長】　　ほかにございますか。野村委員。

【野村委員】　　それでは、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

何回かに分けて示されてきたものが、これで１冊の形にまとまって提示されたという理解でいいかを最初に確認をしたいと思います。そして、この検討案から、どういう段階を経て案になるのかも確認したいと思います。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

ご認識のとおり、今回で一通りそろった形になります。

ただ、先ほどもご説明しましたが、定量的な目標値については、まだ市の基本計画等で示されてないものもございますので、今後検討の上、お示しをさせていただければと考えております。

また、今後の予定ですけれども、まず、各コミュニティ・センター等で説明会の開催とその意見を踏まえ、12月頃の市議会や本審議会にご報告をさせていただきます。次に、年明けにパブリックコメントを実施し、その意見を踏まえ、最終的には３月頃にまた市議会へのご報告と本審議会へ諮問させていただいた上で確定していく予定です。

以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　これが検討案で、そうすると12月に素案になって、パブコメを経て、３月に案が提示されて、３月末に確定ということですね。

この２週間で意見を募集して、説明会を行うと。これは、法に規定されて２週間なのか、説明会の回数もどこまで決められているのか、それとも市が独自でやることなのかをもう１回確認します。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原です。

説明会や意見募集、それから意見募集の期間については、都市計画と違って、法律に定めがあるものではございません。ただ、市民意見をしっかり聞いていくことについては、はっきりとうたわれておりますので、前回のアンケートもそうですけど、今後もしっかり聞いていこうと思い実施するものです。

以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　分かりました。期間が限定されてないのであれば、パブリックコメントと同じように３週間とか、あるいは、もう１回説明会を週末どこかに入れる配慮があってもよ

かったのかなと思います。

　週末１回だけで、開催日の土曜にはいろんなことがあると思うので、スケジュールにもう少し余裕が持てないのかなという気がしますが、これはもう確定で、変更はできないということでいいですか。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

　今回はこのスケジュールをお示ししておりますが、先ほどの委員からのご指摘もあったとおり、分かりやすさとか、説明が十分かということもあるかと思いますので再度検討させていただきます。

　以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　内容的なことで幾つか確認をさせていただきたいんですけど、都市機能誘導区域の天文台は、羽沢小学校を中心にした円になっていますが、羽沢小学校は浸水予想区域だから小学校を移すという話になっています。そこを中心にしていいのか。

　将来的って言っていますけれども、現実にこの計画期間内では移転もしない。移転は10年後ですからね。ですから、期間外に起きるようなことをベースにして、円を描き、誘導するというのはね。しかも88ページに跡地における一時避難場所って、まだ跡地になっていないのに書くというのは、私はおかしいと思いますが、いかがですか。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

　この計画は、既に策定されている市の最上位計画である第５次三鷹市基本計画の計画期間の４年に合わせざるを得ない面もございます。

　ただ、本来的にいうと立地適正化計画というのは10年、20年、あるいはもっと先を見据えた計画でございますので、先ほどご説明させていただいたとおり、目標値の設定については、４年を超える中期、長期で設定をさせていただければと考えております。

　計画期間の４年では、羽沢小学校については、検討している商業施設の誘致が実現する予定ではございませんが、先を見据えた計画であるからこそ、それだけの計画ではなく、そこを中心とし、天文台通り沿道も含め、誘導施設を誘導していくことを含めた計画として設定をさせていただきました。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　まだ学校があるのに跡地って書くことが非常に問題だと思いますが、いかがですか。

【金井会長】　小泉都市整備部長。

【小泉都市整備部長】　都市整備部長の小泉でございます。

おっしゃるのは88ページの記載だと思いますが、跡地という表現がなくても、羽沢小学校における土地利用転換後の一時避難場所としての機能の継続確保という意味は通じると思いますので、表現につきましては、再度検討させていただきます。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　ぜひ、大沢地域の皆さんの話をしっかり聞いていただきたいと思います。

計画期間の話、私はずっと基本計画から言っていますが、やっぱり長期的な見通しを立てることが必要だと思います。これもそうです。土地利用総合計画もそうですけども、長期的な形でなければ動かない、目標設定ができないものに対して、４年で設定することが、矛盾が生じると思うんです。だから、中期・長期の設定をする。せざるを得ないですよね。４年で実現していくような話ではないので。なので、目標年次を10年なり、12年としないと計画とは言えないんじゃないかと思うんです。その中で2027年と言っていいのかは非常に疑問なのですが、いかがですか。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原です。

ご指摘のとおり、これは長期的な視点を持って策定する計画だと思っております。ただ、これこそが法律の中で、立地適正化計画や都市計画マスタープランである土地利用総合計画は、市の基本計画と整合を取ることについて定めがございます。

そのため、その範囲をはみ出せない部分もございますが、第６章の誘導施策の内容の検討等については、４年間で完結するようなものではなく、持続可能なまちづくりをしていけるように施策の位置づけを検討しております。

以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　この問題は、もっと違うところで議論しなくちゃいけないと思いますが、そこは住民の皆さんに説明するときも、将来的なことを見据えて、ちゃんと作っていることを説明することはとても重要だと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それと、居住誘導として黄色くほぼ塗り潰していいのかと。このほかにも公園や生産緑地

等々は外して設定したりしないのかなと。そこに住宅を誘導する気はないということを明示したほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

これもご指摘のとおり、そのまま保全継続していただきたいというところは、農地や公園等、様々ございます。

ただ、そういったもの全てを位置づけるのは、難しいというのをご理解いただければと思います。特に、生産緑地については、土地は個人のものですし、土地利用転換するケースも多いです。ですが、市としても可能な限り農地や緑が存続していくように努めていて、まさに53ページの赤字の部分にその思いをしっかり記載しておりますので、どうぞご理解いただければと思います。

以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　いや、書いてあってもこの図を見るとね、全部ですかという気がするので、そこはもう少し工夫ができないのかなという気がします。

公園についても、できるだけ借り上げを公有地化したいとか、牟礼の里で農地を購入して緑を守ろうっていう、姿勢は分かっていますけれども、そのことを視覚的に伝え切れてない。これではすごくもったいないと思います。そこはどう説明するかですよね。

あともう一つ、緑マスの計画になるんでしょうけれども、緑をどう残していくのかっていったときに、市の公園、緑地、街路樹とかは市が頑張って対応すればいいんですけれども、問題は、個人宅の緑が宅地化されて、せっかくの庭木とかが失われていく。住宅街を歩くと、いろいろ目を楽しませていただけるような、いろんな庭木がなくなっていく状況をどう守れるのか、守れないのかというのは、市全体の緑を守っていくというところで、非常に重要だと思うんですね。

その認識が薄いのかなという感じがするんですが、その辺りいかがでしょうか。

【金井会長】　高橋都市整備部調整担当部長。

【高橋都市整備部調整担当部長】　都市整備部調整担当部長の高橋です。

おっしゃるとおり、個人宅の緑をどう確保していくかは課題の一つとして認識を持っており、以前からいろいろとお話をいただいています。現状の対策としては、例えば、個人宅でありましても、250㎡以上の敷地については、条例に基づき、緑を確保する指導をしてお

りますし、生け垣についても助成をしています。それから、屋上緑化や壁面緑化の助成も含めて、個人宅の緑を増やすよう努力しております。

また、保全だけではなく、新たに緑を創出していく取組にも努めています。子どもの森、または百年の森を目指して、東八道路沿道や三鷹駅前のまちづくりを進めています。立適につきましてはそこまで詳細な項目はないのですが、事業の進捗状況を踏まえ、書き方等も含めて、今後の改定時等に検討を行う予定です。

以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　分かりました。

最後に、立地適正化計画、結局、公共施設の集約を計画の中に組み込んでいます。分散ネットワーク型としていますが、何を分散させ、何を集約させるのかが不明です。現状を書いて、単に形成してきますだけの話で、公共施設は小さいものから大きいものまでありますけど、市民生活を支えている機能がそれぞれあるなかで、具体的にどう複合化、集約していくのか。分散ネットワークということが、本当に生活を支えていけるようになるのかというのは懸念がありますが、その辺りはどう考えているでしょうか。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

43ページに、都市機能別の立地の考え方を整理しております。ご指摘のとおり、拠点に限らず、身近な場所にあったほうがいいものもございますし、一定程度拠点にあって、どこからでも行きやすい、交通の利便が高いところにあったほうがいいものもあろうかと思います。

また、表の中で中心拠点に立地が望ましいものを◎、中心拠点及び地域拠点に立地が望ましいものを○、それ以外のご指摘あったような、拠点にかかわらず身近なところにあるといいものは横棒でお示ししております。

以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　表は分かっているんですけれども、棒線のものは、あってもなくてもいいと考えているのか。大事だと思っているのか。小中学校などは地方であればここが拠点になることがある。だからここの建替え時に、ほかも集約していったり、あるいは統廃合して１校にすることも起こっていますけれども。だから、この棒線に入っているものは、集約して

いけばいい対象として見ちゃっていいんですか。

【金井会長】　小泉都市整備部長。

【小泉都市整備部長】　都市整備部長の小泉でございます。

場所によって、いろいろ状況が大きく違っているとは思います。もともと、この立地適正化計画は、都市再生特別措置法で、地方などの比較的人口が減っているようなところで、一定程度、居住等を集約化させることによって、効率よく都市機能や行政サービス等の維持・向上等を図ることが目的の一つであると認識しています。しかし三鷹市では、多少状況が異なります。

そうした中で、三鷹で考えているのは、身近な各地域に拠点をつくって、日常生活で必要な施設が無くなり不便になるよりも集約等をしたとしても立地をさせたほうが、これからの高齢化社会等々では、望ましいだろうというのが基本的な考え方です。

したがって、学校などは適正に配置されていれば、拠点にわざわざ集約させる必要はないという考え方から、棒線でお示ししております。

拠点に全部集約して、ほかはなくすということではありませんし、現在あるものについては維持・充実していくと記載もしております。

また、ここにないものについても、例えば身近な商店などもしっかり維持していく考え方を記載しております。地方などの人口が減少しているところとは違うということでご理解いただければと思います。

【金井会長】　簡潔に質問をお願いします。

【野村委員】　はい。すみません。背景を説明しないと、ちゃんとした答弁をいただけないかなと考えてしまうものですから。

分かりました。とにかく単純に統廃合、集約していくということではないということだけは確認して終わりたいと思います。ありがとうございます。

【金井会長】　石井委員。

【石井委員】　先ほど、緑のことについてお話があったと思うんですけれども、私のうちでも植木の生産をしています。昔は立川市と国分寺市、小金井市が植木の東京の産地だったんですけれども、今は、立川市と国分寺と三鷹市になっているんですね。それだけ三鷹市って、学校給食含め、市長や市議会の皆さんのご協力で地産地消など緑の数字を増やしていることもあり、植木もお花もたくさんあるので、ぜひご安心していただいていいと思います。

住宅の植木などのお話もありましたが、三鷹市でも条例で、建物を建てたときはこのぐら

い植えなきゃいけないよというご指導はいただいていると思いますので、私もそういうお仕事もさせていただいておりまして、非常に助かっているところもございます。

ただ、その後は住まわれる方によっては、ちょっと維持費がかかる面もあるようですが、三鷹市は、東京全体で見ても、緑がすごく豊富なところだと思います。

あと、宣伝ではありませんが、農協が新しくなっており、周りの植栽に使った木も、ほとんどが三鷹産の木でやっております。９月に植栽させてもらった西側の棟は、今まで見たことのないような植栽を植えておりますので、ぜひ今後の参考にしていただいて、三鷹市はこれだけあるということを認識していただければと思います。

ありがとうございました。

【金井会長】　ありがとうございます。

前田委員。

【前田委員】　これまでの委員さんの質疑も踏まえてなんですが、土砂災害特別警戒区域の住民の皆さんには、特別な案内を行うということでした。ちょっとその趣旨がよくつかめないんですけれども、要は、レッドゾーンに住んでいる方々は、今後は居住誘導区域ではないので、住めなくなりますとのご案内になるのか、説明会に来ていただいて、レッドゾーン対象の方々にどういった説明をされる予定なのかを確認したいのですが。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原でございます。

まず、居住誘導区域から外れた場合は、建築制限はありませんが、一定規模以上の建築などを行う場合は届出の対象となってきますので、届出の手続が必要になってきますよということをしっかりお伝えしていこうと考えています。ただ、届出対象は、３戸以上を建てる場合等のため、届出の対象になってくるものはほとんどないのかなとは思っています。

しかし、土砂災害特別警戒区域のため、建替え等をされる場合は、安全対策が別途必要になってきます。それは、レッドゾーンに指定されるときに、あらかじめ説明は受けていると思うんですが、再認識していただき、居住誘導区域から外れる趣旨が、しっかりその方々に伝わっていくといいなと考えております。

また、浸水区域については、居住誘導区域から外すということを考えているわけではないので、あくまで土砂災害特別警戒区域内のお宅について、しっかりご案内を届けていくということでございます。

以上です。

【金井会長】　　前田委員。

【前田委員】　　分かりました。

　それから、意見募集と説明会ですけれども、私も大沢に住んでいるのですが、大沢の説明会は最後の28日開催ですよね。そうすると、翌29日にはもう、意見募集の締切りになっちゃうんですよ。先ほどからも出ている天文台周辺のまちづくりも含めて、大沢の皆さんには本当にたくさん意見を寄せてほしいと個人的にも思っているので、やはり意見募集の期間を延ばしていただく必要があるし、要望したいと思います。

【金井会長】　　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原でございます。

　先ほど答弁させていただいたとおり、ここについては、特に法令で期間が定められているものではございませんので、ご意見については、検討させていただければと思います。

　以上です。

【金井会長】　　ほかにございますか。中村委員。

【中村委員】　　資料の94ページの指標ですけれども、防災・減災のまちづくりのハードで、耐震改修工事を行った木造住宅の件数の目標数値はありますが、地震が起きた瞬間に家が倒れてくると、どうにもならない。耐震改修については、何件というのも大事ですけど、結局、100％にしていくことが大事なので、100％に近づけていくような数値目標の仕方にできないのでしょうか。例えば、東京都でも緊急輸送道路沿道の建物の耐震化を100％にしようとしてもなかなか100％にはならない。100％に近づけば近づくほど、数値を上げていくのは難しいですけれども、何件やったかというより、100％にしていくということなんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【金井会長】　　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原です。

　ご指摘のとおり、皆さんがお住まいのお宅の耐震強度をしっかりしたものにしていくことは、地震の際の被害を減らすためには重要なことです。

　率でのお示しが難しいのは、耐震強度が足りていない住宅の実数、分母がどのくらいあるのかを、正確に把握することが難しいためです。推計値等はあると思いますが、パーセンテージとしては活用しづらいところもございます。中長期の目標値は今後、設定していきますので、検討する際に、ご指摘の趣旨をどれだけ捉えられるかというところを、もう一度見直させていただければと思います。

以上です。

【金井会長】　　中村委員。

【中村委員】　　なかなか捉えづらいというのは、住んでいる方もそうだと思うので。

また、経済的な状況で建替え、耐震改修できない人たちの支援をどうしていくかもあるので、ぜひ検討いただいて、数値は何らか今後検討していただきたいなと思います。

以上です。

【金井会長】　　ほかにございますか。

特にないようですので、以上で日程第１についての質疑を打ち切ります。

続いて、日程第２、三鷹市土地利用総合計画2027策定の基本的な考え方についての報告を受けます。

梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原でございます。

三鷹市土地利用総合計画2027策定の基本的な考え方について、資料２を用いましてご説明をさせていただきます。

１、策定の目的です。三鷹市土地利用総合計画2027は、都市計画法に基づく都市計画マスタープランに該当するもので、本年６月に策定しました第５次三鷹市基本計画の内容を踏まえつつ、東京都が策定する都市計画区域マスタープラン等の上位計画や三鷹市の各個別計画と整合を図りまして、まちづくりに関する施策を総合的に推進することを目的に策定いたします。

２、計画の期間です。本計画の計画期間は、第５次三鷹市基本計画と整合を図りまして、2027年度までといたします。

３、主な策定のポイントです。まず、１つ目の（１）です。まちづくりの新たな視点を取り入れるということです。ア、防災・減災のまちづくりを基礎としながら、持続可能で質の高い都市を形成していくため、三鷹市の特長である良好な緑を生かすことを基軸に置いたまちづくりの推進です。特に、三鷹市の玄関口となる三鷹駅前や東八道路沿道において緑とにぎわいが感じられるように取り組む視点を新たに加えます。

イ、高齢化のさらなる進行や新型コロナウイルス感染症等による社会生活の変化を踏まえまして、地域交通の整備や公共施設の再編・集約化と併せた日常生活圏を基礎とした拠点づくりと、そのネットワーク化を図る分散ネットワーク型の都市形成を推進し、日常生活圏を基礎としたまちづくりを進めていくという視点を新たに加えます。

（２）都市構造の見直しについてです。

アの都市整備の骨格（軸）については、現行から変更の予定はございません。現行については、１ページの図のとおりです。

緑と水の公園都市を目指して進める都市整備の骨格（軸）は、引き続き、三鷹通りや東八道路などの中央及び東西の２本の都市軸と、吉祥寺通りや武蔵境通りなどの都市軸を補助するサブ都市軸、それから河川の沿道など、歩行者を中心とした緑と水の軸線の３つで構成して、公園、広場のような質の高い雰囲気を持った空間となるように取り組んでまいります。

めくっていただいて、２ページをご覧ください。

イ、都市整備の拠点（面）です。先ほど資料１でご報告させていただきました、（仮称）まちづくり拠点形成計画と整合を図りまして、中心拠点や地域拠点の視点が加わったことが大きなポイントとなっております。さらに新たな拠点としまして、井口特設グラウンドと環境センター跡地を地域拠点に加えております。

次に、３ページをご覧ください。

まちづくりのゾーニングについてです。ゾーニングは全部で20ありまして、これらは三鷹市で従来用いてきた住環境整備ゾーン、自然環境整備ゾーン、活動環境整備ゾーンという基本的な３つの分類をベースとしまして、地域特性や都市軸や拠点、用途地域や整備事業などを関連づけまして、長期的な視点に立って三鷹市の目指す都市像を実現していく、まちづくりの基礎的な指針となるものです。

４ページをご覧ください。現行のゾーニングの図に、赤く囲っている箇所が修正を検討しているところです。

１つ目、①羽沢小学校周辺です。こちらは、国立天文台周辺地域土地利用基本構想を踏まえまして、小学校移転後に商業施設の誘致に向けて、用途地域の見直し等を検討しております。そのため、変更後のゾーニングについては、住・商調和形成ゾーンの指定を検討しております。

２つ目の②東八道路沿道の野崎一丁目のところです。こちらは東八道路沿道における景観ガイドラインを踏まえまして、土地利用規制を見直しながら、さらなる都市型産業等の育成に向けたまちづくりを推進する地域として位置づけることを検討しております。そのため、住・工調和形成ゾーンの範囲の変更を検討しております。

最後に４、今後のスケジュールです。

本年12月に本審議会へ素案をご報告させていただいたのち、東京都への意見照会ですと

か、市民の方々へのパブリックコメントの実施を予定しております。その後、これらの意見を反映しまして、最終案として翌年３月の本審議会に諮問させていただき、今年度中に策定する予定です。

説明は以上です。

【金井会長】　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問のある方、どうぞ。前田委員。

【前田委員】　これも先ほどの議論と関連するかと思いますが、2027年度までの計画として見るのか、あるいはそれ以降も見ることを前提にしているのか伺いたいんですが。

また、３ページ、まちづくりのゾーニングの住環境整備ゾーンの④上連雀複合整備ゾーンは、中央線複々線化事業に併せて地区計画などの検討を行うと記載があります。複々線化の計画は今も存在していますが、現在は複線で高架化になっていて、複々線化実現の可能性はどれほどなのかと思っております。そのあたりは市としてなにかつかんでいらっしゃるのか、本当に位置づけてやる必要があるものなのかお伺いしたいと思います。

【金井会長】　野崎まちづくり推進担当課長。

【野崎まちづくり推進担当課長】　まちづくり推進担当課長の野崎です。

三鷹から東側は複々線化済み、西側は複々線化に取り組もうという計画は当然、我々も承知をしておりますが、具体的な部分は把握をしてないところでございます。

【金井会長】　よろしいですか。前田委員。

【前田委員】　私もネットで見ただけなんですけど、なかなか難しいのかなと感じています。グリーン車を導入したりなど中央線も工夫しながらやっていること、利益が見込めないこともあるようですけれども、少なくともこの2027で位置づける必要はないんじゃないかなと思いますので、それは別途意見として上げたいと思います。

ありがとうございます。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　そうなんです。この計画が2027年なのか、その先も見据えているのかによって、立地適正化計画との整合で、２ページの図で北野の里、国立天文台というところを大きく地域拠点として描いていますが、北野の里も、外環本線がまだまだ動かないので、計画期間中に何らかで動くことは多分難しいのではないかと思っているんです。天文台にしても、事業が動くのはまだまだ先なので、この2027に大きく位置づけることは、やはり先走り過ぎるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

【金井会長】　　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原です。

ご指摘のとおり、こちらの土地利用総合計画についても、計画期間４年となっておりますが、本来というか、他市の事例等を見ると、10年、20年先を見据えた計画とするのが都市計画マスタープランの一般的な手法でございます。

先ほどの立地適正化計画も同様に、法的な位置づけ等で、市の総合計画と整合を図る必要もあり、なかなかその枠を出るのは難しいところはあります。そうは言っても市の将来像をしっかり見据えた上で、計画は位置づけていくものでございますから、計画期間中に実現するもの、しないものにこだわらず、その先を見据えて設定させていただいております。

以上です。

【金井会長】　　野村委員。

【野村委員】　　毎回同じ議論をせざるを得ない事態になっているのはとても残念だと思います。

１点確認ですけれども、４ページの図、現行図から変わる部分は、今ピンク色なのが西側に延びると考えるのか、住・工調和形成ゾーンがピンク色で、その西側にあるのが住・商・工調和形成ゾーンですよね。これがどう変わるのかをもう１回説明していただけるでしょうか。

【金井会長】　　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原です。

説明が不十分だったので、もう少し経緯を含めて詳細にご説明を差し上げます。

まず、前回の土地利用総合計画2022の第２次改定のときに、この東八道路沿道を住・商・工調和形成ゾーンに位置づけまして、沿道に緑の連続空間を誘導していく考え方を打ち出しました。それとは別に、今回のこの②のピンクになっている範囲は、住・工調和形成ゾーンですが、こちらは平成16年に、都市計画で緩和型の特別用途地区を活用し、用途地域を変えずに、周辺の住宅地などの環境に配慮しながら、工場等が立地可能になるよう取り組んだ場所になっております。

ただ、前段でそういった取組がありながら、今回はそれとかぶるというか、バッティングするような形で、東八道路沿道の取組がまた入ってきました。

それらに対応するためには、少し西側に南北に延びる調布保谷線がありますけど、このあたりまで範囲を広げる必要があるのかなと思っています。

ただ、東八道路の取組となると、北側だけではなく南側も東八道路の沿道のため、具体的にどうしていくかは、今後の検討状況を踏まえながら、適宜ゾーニングなどを見直ししていきたいと思います。

以上です。

【金井会長】　野村委員。

【野村委員】　分かりました。12月に素案が出てくるときに、明確になってないと困ると思いますので、決まり次第というか、またご説明いただけるということで、分かりました。ありがとうございます。

【金井会長】　ほかにありませんか。

ないようですので、以上で日程第２についての質疑を打切ります。

続いて日程第３、三鷹市緑と水の基本計画2027策定の基本的な考え方についての報告を受けます。奥嶋緑と公園課長。

【奥嶋緑と公園課長】　緑と公園課長の奥嶋でございます。私からは、三鷹市緑と水の基本計画2027策定の基本的な考えについてご説明させていただきます。

それでは、資料３をご覧ください。

策定の目的でございます。緑と水の基本計画2027は、今年度策定した第５次基本計画の内容を踏まえつつ、各個別計画との整合を図りながら、新たな施策の取組や目標を設定し、緑と水の視点から、目標とする将来像である緑と水の公園都市の実現に向けて、より実効性を高めることを目的としているところでございます。

２、計画の期間です。本計画は、第５次三鷹市基本計画と同様に、2027年度までの４年間といたします。

３、前計画策定後の主な変化等です。

（１）環境の変化です。気候変動の影響もあり、今年の夏も猛暑で、エアコンなしでは生活ができない状況でした。そして、出生率も低く、少子高齢化が進行している状況です。また、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化などから、緑や公園の重要性が再認識され、都市の低炭素化や防災・減災のまちづくり、生物多様性の観点から、身近な公園等の充実や適切な維持保全による緑の質の向上、グリーンインフラの取組の推進が求められている状況です。

（２）事業の達成状況です。新川天神山青少年広場、北野公園の公有地化や、上連雀くすのき児童遊園、下連雀鷹の子児童公園、牟礼ひばり野児童公園の老朽化したトイレをバリア

フリートイレへ改築しています。また、上連雀くすのき児童遊園は、ボール遊びができる施設の整備、ひまわり児童遊園のリニューアルや、新たに中原もみじ防災公園の整備を行ました。

４、主な策定の論点になります。

（１）検討に当たっての視点。これまでの計画を基礎に、以下の視点から見直し検討を行います。

ア、貴重な緑を次世代に継承していくよう、緑地の適正な維持保全を推進します。

イ、まちづくりと連動して緑を創出し、緑とにぎわいが感じられるまちづくりを推進することによって、質の高い住環境の形成とまちの魅力の向上を図ります。

ウ、新たなニーズ等への対応を図りながら、誰もが利用しやすい公園づくりを進めます。

裏面、２ページ目をご覧ください。

エ、緑の重要性や魅力を伝え、緑を支える担い手の拡充と多様な主体との連携を強化します。

（２）主なポイントです。

ア、達成状況を踏まえた新たな目標の設定。

イ、地域のまちづくり等を踏まえた拠点の見直し。

ウ、牟礼の里農園（仮称）の整備等に関する記述の追加。

エ、百年の森構想に関する記述の追加。

オ、三鷹駅前再開発事業及び東八道路沿道における緑の創出。

カ、公園の熱中症対策の検討。

キ、市民からのＬＩＮＥなどを活用した通報。

ク、インクルーシブ遊具の整備。

ケ、借地公園の公有地化。

コ、ＮＰＯ花と緑のまち三鷹創造協会との連携強化になります。

５、前計画の目標と達成状況でございます。

上から２段目の農地面積、下から２段目の屋上緑化の箇所数については、目標を達成したものの、ほかの項目については、目標に対して未達成状でございます。

その中でも差が大きいのは、下から３段目、保存樹林です。10か所から６か所に減っている状況です。今後、よく検討して、今回策定する計画の目標を設定したいと考えています。

６、今後のスケジュール予定です。

11月、環境保全審議会に素案の報告。12月、まちづくり環境委員会、都市計画審議会に素案の報告。令和７年１月にパブリックコメントを実施し、その後、これらの意見をまとめて２月に環境保全審議会に諮問、そして３月にまちづくり環境委員会、都市計画審議会に確定の報告になります。

説明は以上になります。

【金井会長】　ありがとうございました。

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問等ございましたら。前田委員。

【前田委員】　幾つか主なポイントとして追加される項目も書かれてありますが、三鷹通りの桜の木の伐採に象徴されるように、都道における緑の管理を市が関与できる仕組みづくりが必要じゃないかと思っています。その点の視点はぜひ盛り込んでいただけないかと。

それから、目標設定において、緑被率だけではなくて、樹冠被覆率の目標設定も必要と思いますが、以上２点お伺いします。

【金井会長】　奥嶋緑と公園課長。

【奥嶋緑と公園課長】　緑と公園課長の奥嶋でございます。

おっしゃるとおり、この前、都道の三鷹通りの桜の木の剪定がございました。今後、東京都と相談し、市が関与できる仕組みがあるのか確認をして、仕組みがあれば、この計画に記載していきたいと考えております。

目標の項目で、樹冠被覆率を追記できないかということでございます。ここについても、そういった数値が出せるのかどうか検討して、素案のときにお示しさせていただけたらと考えております。

以上になります。

【金井会長】　ほかにございますか。山田委員。

【山田委員】　公園は、バリアフリーやボール遊び、インクルーシブ遊具等、様々整備いただいていると思っております。

今、都の公園でやり始めたばかりですけれども、レインガーデンとか雨の庭などのグリーンインフラと言われるものや、区部でもやっている、日よけというんですか、あまりにも暑いので、公園に日陰のようなものを設置する取組。

あとは、主なポイントのコがそういうご認識なのかもしれませんが、公園に花などの植えるときなどは、ＮＰＯさんなどと協力し、より地域とのつながりなども意識して取り組んでいただくことを併せて検討いただければと思っております。

【金井会長】　奥嶋緑と公園課長。

【奥嶋緑と公園課長】　緑と公園課長の奥嶋でございます。

近年温度が高くなって、今年も本当に暑かったところでございます。私どもも、熱中症対策は非常に大事だなと考えておりまして、今年度は中央防災公園にミストを設置しました。

また、日陰も大事でして、うまく樹木で日陰がつくれればいいんですが、できないところについては、東京都の事例を参考にし、取り入れられるところは順次取り入れて、計画にも反映していきたいと考えております。

ＮＰＯ等との協力についても、現在も地域の方で花壇の整備などをしてくれている方もたくさんいますが、引き続きこういった方を増やし、地域と連携を密にして、緑豊かな三鷹市をつくっていきたいと考えております。

説明は以上になります。

【金井会長】　ほかにございますか。中村委員。

【中村委員】　すみません、少しずれるかもしれませんが、トイレについてです。ご高齢の方から、散歩したくてもトイレがなく、トイレが近くて困ると話があって、何に頼るかというと、コンビニで借りたりしているんですけれども、近年はコンビニも貸してくれなかったりして結構困ったという相談があります。では、トイレの担当が市役所にあるかというと、実はないようで、昔は、犯罪の温床になるとかで、あんまり進んでいなかったんですけれども、時代も変わってきているし、治安の問題は工夫すればいい話ですから、公園をつくるときにトイレを整備するのも計画的に行ってもいいと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

【金井会長】　奥嶋緑と公園課長。

【奥嶋緑と公園課長】　緑と公園課長の奥嶋でございます。

市内の公園には、まだバリアフリー化をしてない、老朽化しているトイレもございまして、現在はそういったトイレから順次バリアフリー化にしている状況です。

この事業が完了すれば、その後、そういった事業も進めていけるかと思うんですけれども、現在は老朽化しているところを改築している状況です。

【金井会長】　中村委員。

【中村委員】　バリアフリーも大事だと思うんですが、高齢化も進行していますし、今まで以上に力入れていく必要性があるかなと思いますので、ご検討お願いします。

以上です。

【金井会長】　　ほかにございますか。野村委員。

【野村委員】　　さきほど話が出た雨庭とかグリーンインフラで、緑と水の計画の中で、ここで言っている水は何を指しているのか。例えば、雨水をちゃんと地下へ浸透させていくことを見据えた施策を考えるのは、この計画なのか、それとも、下水の話になるのか、ちょっと私も分からなくて。取りあえず降った雨を単に下水や河川に流すと容量オーバーであふれてきちゃう。だからできるだけ土壌に浸透させることが大事だと言われていて、それでレインガーデンとかって話になっていると思うんです。

そのことを、雨水浸透ますで一生懸命やっているのは分かるんですけれどもね。それが、緑との関連で地下水、雨水の浸透はこの計画の中に入るのか、入らないのか、どこが担当するのかを確認したいと思うんですけど。

【金井会長】　　奥嶋緑と公園課長。

【奥嶋緑と公園課長】　　緑と公園課長の奥嶋でございます。

地下水、降った雨を地下に浸透させていくことは非常に重要だと考えております。おっしゃるとおり、下水が容量オーバーすれば、ゲリラ豪雨の場合は洪水発生のおそれもあります。

公園、緑に関するレインガーデンなどは、今後、緑と水の計画の中で検討していきたいと考えております。他については他部署と連携を取りながら、記載を検討していきたいと考えています。

私からは以上になります。

【金井会長】　　高橋都市整備部調整担当部長。

【高橋都市整備部調整担当部長】　　都市整備部調整担当部長の高橋です。

少し補足させていただきますと、緑と水の基本計画の中に、地下の浸透も含めた水環境の保全・再生がありますので、記載については今後検討させていただきます。

以上です。

【金井会長】　　野村委員。

【野村委員】　　ありがとうございます。

地下水の浸透も丁寧に検討いただければと思います。

【金井会長】　　ほかにございますか。谷口委員。

【谷口委員】　　一般市民の意見で提案というかお願いなんですけど、公園などはすごく整備されており、いつも利用させていただいています。小学生の子供がいるんですけど、防災公園のミストも立派で、楽しんで遊んでいたんですが、それ以外の公園では、水遊び場がな

くて、三鷹市内って意外と安全に遊べる場所、水遊びができる場所がない気がします。水を求めて、江戸川区や中野区、立川市のグリーンスプリングスとかに遊びに行ったりしていたので、三鷹市でも何かもうちょっと、夏場に子供が安心して遊べるような場所をこれからつくっていただけたらうれしいなと思っています。お願いします。

【金井会長】　　奥嶋緑と公園課長。

【奥嶋緑と公園課長】　　緑と公園課長の奥嶋でございます。

私どもも、水遊びを含めた熱中症対策をより考えていかなければと思っています。委員からのご要望につきましても、今後、検討していきたいと考えているところです。

【谷口委員】　　ありがとうございました。

【金井会長】　　よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、以上で日程第３についての質疑を打切ります。

続いて、日程第４、三鷹市景観づくり計画策定の基本的な考え方についての報告を受けます。梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原です。

三鷹市景観づくり計画策定の基本的な考え方について、資料４を用いてご説明いたします。

１ページ、１、策定の背景と目的です。

三鷹市景観づくり計画2022は、景観法や三鷹市景観条例に基づき平成25年に策定し、この間、三鷹らしい景観づくりを進めてまいりました。今年度、上位計画である第５次三鷹市基本計画が策定されたため、これと整合を図りまして、策定を行うものです。

２、計画期間です。

本計画は三鷹市の将来都市像の実現に向けて、景観づくりの方針や具体的な取組を示すとともに、様々な取組を積み重ねていくものであることから、目標年次は定めないこととします。

３、これまでの主な取組等です。

（１）、市の景観を形成する重要な要素である公共施設で、景観づくりの先導的役割を担うために定めた三鷹市公共施設景観づくりの手引きや、③の幹線道路としてのポテンシャルを生かした土地利用を誘導するための東八道路沿道における景観ガイドラインなどを策定してきました。　　（２）、①北野の里（仮称）のまちづくりや、④百年の森まちづくり、⑤三鷹駅前地区まちづくり基本構想、⑥国立天文台周辺地域土地利用基本構想（案）など、

三鷹市の景観づくりにとっても影響の大きいまちづくりの方針等の策定を行いました。

裏面に行っていただいて２ページをご覧ください。４、策定の主なポイントです。

（１）、先ほどの各事業の進捗や百年の森のまちづくりなどの方針、ガイドライン等を踏まえまして、景観の特性と課題及びまち並み資源図の更新を行います。

続いて、東八道路沿道における景観ガイドラインに基づき、屋外広告物景観ガイドラインの策定や、東八道路沿道における景観づくりの考え方について追記していきます。

また、図の赤く囲っている東八道路沿道の一部、野崎の三、四丁目地区の部分ですが、こちらは、以前、ご報告させていただいた都市計画の特別用途地区の都市計画決定に併せて、景観重点地区の指定を行っていく予定です。

また、東八道路については、景観重要公共施設の指定も行っていく予定です。

なお、景観づくりの理念や、景観づくりの方針・基準などは、現行計画を継承し、大きな変更は行わない予定でおります。

５、今後のスケジュール（予定）です。

都市計画審議会や景観審議会において報告等を行いまして、令和７年１月頃にパブリックコメントで市民の皆様の意見をいただいた後、反映しまして、今年度内に策定を行っていきたいと考えております。

説明は以上です。

【金井会長】　ありがとうございました。

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問等がございましたらどうぞ。野村委員。

【野村委員】　目標年次を定めない。これは定める必要がないということでしょうか。法的な根拠とかはなく、必要に応じて改定していいということでしょうか。確認します。

【金井会長】　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　都市計画課長の梶原です。

景観計画についても、都市マスや立地適正化計画同様に、市の総合計画と整合を取っていく必要はありますが、景観を形成していく上ではどうしても民間事業者に、市の景観づくりの取組や景観資源を十分踏まえて、計画に反映していただき形成していく要素もございます。そのため、一定期間内で実現していくというより民間の事業計画への反映等を継続的に誘導していくため、目標年次を定めないこととします。

一方、今後の改定については、先ほどの景観重点地区ですとか、景観重要公共施設等はま

さにこの計画に書いていかないと、効力を発揮しません。そのため、それらを新たに位置づける際等には、改定をし、反映していくこととなります。

以上です。

【金井会長】　　野村委員。

【野村委員】　　分かりました。

そうすると、重要な変更があるときに、改定をするのか、基本計画にあわせ４年後をめどに思っているのか、その辺の方向性はありますか。

【金井会長】　　梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原です。

現状、改定が想定されるのは、東八道路沿道を、今、取り組んでいる都市計画の取組と併せて景観重点地区に指定していくことは考えておりますので、その取組が進んでいけば、都市計画決定に併せて、そこを景観重点地区に指定するために計画を改定する必要があると思っています。

そのほか、外環周辺においても景観重点地区や景観重要公共施設等を検討しているものもございますので、そちらについても、皆さんの意見をいただきながら、今後検討し、計画を改定する可能性がございます。

以上です。

【金井会長】　　ほかにございますか。

ないようですので、以上で日程第４についての質疑を打ち切ります。

以上で本日の議事を終了いたします。

梶原都市計画課長。

【梶原都市計画課長】　　都市計画課長の梶原です。

次回の開催予定についてお知らせいたします。

次回の都市計画審議会は、令和６年12月頃の開催を予定しております。どうぞよろしくお願いします。

【金井会長】　　それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

委員の皆様、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

―― 了 ――